

基山町農業委員会会議録

令和5年7月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	—	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石 顕

審 議 事 項

第14号議案	農地法第3条の規定による許可申請	4件
第15号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	5件
第16号議案	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない申出	1件
第17号議案	農地法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分	1件
第7号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	4件
第8号報告	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	1件
その他(1)	農業経営改善計画の認定について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和5年7月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

先日から学習田田植えありがとうございました。このメンバーでの最後の会議です。

議 長

只今から、令和5年第7回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第14号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号1番 朗読

この件につきましては譲渡人の経営規模縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人は初めて農地を購入されこれから年間を通して農作業に従事されます。

また、今回の申請農地を含め、譲受人の耕作する農地の合計面積は、417㎡となります。

最後に、農地法第3条第2項第6号関係については、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第2区古屋敷集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

譲渡人と譲受人は同じ組合に居住され、現在は一緒に農業をされています。問題はないと思います。当面は畑づくりをし、将来的に隣接している宅地に小屋を建設される予定です。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号1番について許可したいと思いますですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号2番 朗読

この件につきましては、譲渡人の要望により、所有権移転の申請をするものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、今回の申請農地を含め、譲受人の耕作する農地の合計面積は、768㎡となっております。

最後に、農地法第3条第2項第6号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第9区千代町集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10番委員

他の畑も管理されており、問題はなと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号2番について許可したいと思いますですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号3番 朗読

この件につきましては、譲渡人の高齢化による経営規模縮小により、所有権移転の申請をするものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限り農作業に従事することから、農作業常時従事要件を満たしております。

また、今回の申請農地を含め、譲受人の耕作する農地の合計面積は、5,345㎡となっております。

最後に、農地法第3条第2項第6号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第1区金丸集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

現在も農業に従事され適正に管理されており、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号3番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第14号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号4番 朗読

この件につきましては、譲渡人の耕作条件改善のため基山町より払下げにより所有権移転の申請をするものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限り農作業に従事することから、農作業常時従事要件を満たしております。

また、今回の申請農地を含め、譲受人の耕作する農地の合計面積は、13,270㎡となっております。

最後に、農地法第3条第2項第6号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第1区鎮西隈集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

所有する農地と農地の中の道の払下げを申請されました。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第14号4番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第14号4番について、全員一致で決定します。次に、議案第15号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号1番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

他の農地も適正に管理されているので、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第15号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第15号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第15号2番について、事務局より説明をお願いします

事務局 議案第15号2番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は2年6か月です。場所は、第2区皮籠石集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

今年の3月に周辺農地を借用されていましたが、一部借地になっていませんでしたので申請されました。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第15号2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第15号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第15号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号3番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第2区皮籠石集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

6区の大久保さんが作付けできなくなったため、話が混乱していたが、安永さんと話ができようやく設定されました。先月、町より開発になるという話を聞き、来年一杯の期間となる可能性もある。

佐賀県より観光農園の話がありますが、今後、代替地等、ちぎりファームと確認調整を進めていく予定です。交渉次第になると思います。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第15号3番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第15号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第15号4番、5番については再設定ですので朗読は省略します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号4番、5番

4番につきましては、任期満了に伴う再設定のため貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆あたり水稻60kgです。場所は、第2区小林集落付近にある圃場です。

5番につきましては、任期満了に伴う再設定のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区长ノ原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

番委員

特に問題なし。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第15号4番、5番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第15号4番、5番について、全員一致で決定します。
次に、議案第16号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号 朗読

非農地通知申出書の提出がありましたので、判断をお願いします。

現況写真を投影しますので、一筆ごと確認をお願いします

非農地と判断された土地については、事務局より所有者へ農地に該当しない判断をしたので、農地台帳より除外する事及び法務局で地目変更の登記手続きをお願いする旨の通知を発送します。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

申請者と所有者が違うが相続されている。

道がないため、入ることができない。

作付けする方がいないなら、仕方ないのではないか。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第16号については、農地に該当しない非農地と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第16号は、全員一致で決定します。

次に、議案第17号農地法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号

この件につきましては、申請人が農業用施設のための農地転用でしたが現況では水汲み場となっています。場所は、第2区皮籠石西集落付近にある圃場です。

3月の農業委員会に於いて承認されている。

転用目的外の他の用途に変更されており、違反転用に該当する。

町長に報告後、指導する。

農業委員会で検討していただき、是正の内容を検討していただく。

水汲み場、看板、物置が設置されている。

当初は農業用の水を確保するために掘っていたが、いい水が出た為、業者が転向を提案した。

業者へ賃貸借を予定している。

農業委員会の処分を待つ。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

農業委員会の意見を提出したい。

ある程度知識がある方は、違反行為と認識されてあるので、ある程度の罰則をしないと農業委員会の運営にも影響すると考えている。

目的外ということははっきりしている。

水不足のため井戸は必要だと思うが、表面的にも実質的にも違う。

業者は悪徳業者なのか。ありふくという業者で、元々は東建の業者であり井戸はボランティアでしてある。

みやき町で、同じ案件で通用している。

許可の取り消しか、許可の内容に是正していただくかを検討すべき。

是正を促し、だめなら行政処分を検討すべき。

事業主が謝罪し、自ら変更するのが本来の姿ではないか。

業者は契約も交わしている。月々借用するため、久保山さんへ借用料(50,000円)を払うことになる。

申請通りにしていただければ、前例を作るのはよくないので、行政指導

を求める。

内容にもよるが300万の罰金か、懲役3年となる。

久保山さん本人は業者に任せてしまっている。

雑種地（農機具等の駐車場等）として申請通りにすれば問題ない。

農振除外をした地（青地）なので、目的外ということになる。

期間を設けて申請通りにしていただくか、許可自体を取り消すのかになるのではないか。

看板等立ったのは5月末であり、許可は3月に下りている。

有料となれば保健所を通さなければならないので、このような形（お賽銭）で設置してあるのではないか。

久保山さんも被害者なのではないか。

申請通りに戻すようにと勧告し、1か月の猶予を与える。その対応に応じてその後対応を考えることとする。

コンクリート等も不可。砂利もしくは更地に戻し、すべて撤去していただくことになる。

4か月の間に完成しているところを見ても、業者の中では当初から予定されていたのではないか。

皆さんも、このような業者に気を付けてください。

期間については、専門の方に聞いて凡例を参考に決めることとするが、業者と久保山さんとの話し合いもあるので、長く見積もって3ヶ月とするのが妥当ではないか。

3ヶ月をベースとして、短いようだったら、町の判断に委ねてもらうことにする。農業委員会としては対外的にもきちんと説明できるようにしておく。

3ヶ月以内に申請通りに戻すよう勧告し、3ヶ月を過ぎても是正が見られなかった場合、許可の取り消しという処分を検討します。

裁判の可能性もある。

ではこれで、議案第17号を終わります。

次に、報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号1番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和5年6月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第7号1番を終わります。

次に、報告第7号2番について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号2番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和5年6月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は第1区夜水集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

議 長

意見がないようですので、報告第7号2番を終わります。

次に、報告第7号3番について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号3番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和5年6月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第7号3番を終わります。

次に、報告第7号4番について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第7号4番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

令和5年6月21日付けで受理通知書を交付しております。場所は第1区夜水集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

議 長

意見がないようですので、報告第7号4番を終わります。

次に、報告第8号賃貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第8号 朗読

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区鈴町集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第8号を終わります。

次に、その他（1）について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

この件につきましては、特別融資借入に係る経営改善資金計画書について、意見を求めます。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、その他を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年7月4日

署名人

議 長

委 員

委 員